

水戸藩弘化甲辰の国難 — 家老結城寅寿と側用人藤田東湖 —

はじめに



水戸藩の内訌の大きな分岐点であった弘化甲辰の国難とその影響について、烈公齊昭(左)と結城寅寿(中)、藤田東湖(右)とに焦点を当てて考えてみたい。

1 水戸藩、結城家を登用

結城寅寿の遠祖は藤原氏系の小山朝光 —・・・— 下総結城氏・・・左衛門尉祐広(白河結城氏)白河結城氏 = 鎌倉時代の宗広が勤王家、後醍醐天皇に忠勤を励む
その後胤覚左衛門晴定は天正18年(1590)に豊臣秀吉に敗北、その後本家の義親は没落、その子義綱は伊達家の臣となり仙台へ。白河には嫡流ではないが胤覚左衛門晴定・藤左衛門定時が残った。

光圀は、修史事業で白河を調査。結城家の多くの古文書に注目。これらを書写して本家へ戻し、名家の子孫胤覚左衛門晴定を取り立て旧姓「結城」に復し、天和3年(1683)5月27日水戸家へ出仕させた。結城家は、やはり門閥派の一員に入る。その後は晴定、晴映(小姓・御用人)、晴久(執政八百石、後に千石)、数代置いて晴輝、数馬晴徳(書院番頭)と続き、その晴徳と渡部与次右衛門の娘との間に文政元年(1818)寅寿が誕生した。

2 天保の新政と人材の登用

<哀公齊脩の遺書> (藩主の継嗣問題；将軍家齊の子息清水恒之允派と敬三郎派の対立)

吾の生母は賤き女にて御父武公の御心に叶うと言うにはあらねども、
我を生みて武公も本意なく思召し、お世継ぎは敬三郎殿とおぼしけるを祖父文公の御辞に長子をおきて次子を立るは正道に非ずと仰せられし儘に、我譲りを受けたり、又敬三郎殿御母は堂上の娘にて素性もよきに我が母と中悪きを如何せん、母子の愛情にひかれて敬三郎殿を疎んずるにはあらざるも、暫し黙して居たるが、今は一日も早く敬三郎殿に、國を譲り安らかなる身にならんと思うなり云々

新藩主烈公(齊昭)の新政四大改革は、亀の間住まいの時期に練られた改革案。『党争始末』は検地、土着、学校、江水惣交代などの改革を高く評価しながらも、「人事の面で藤田派・非門閥に

多く、立原派・門閥派に少なし。戸田銀次郎、藤田東湖、今井金右衛門らの登用に対して、結城寅寿ありしのみ、太田丹波守・鶴殿平七らは伴食宰相にして戸田・藤田の鼻息を伺う存在であった。巨室世家には、この新政を快とせざりし者多かりし」と評している。

天保2年(1831)11月16日の川瀬教徳への烈公書簡では「君子(改革派)は我(斉昭)が愛する所、不肖(門閥派)も亦我が養う所(双方共に我が家臣なり)」(茨城県立歴史館蔵)とその苦辛ぶりを窺うことができる。

<11月14日付け川瀬宛書簡>

自分は藩主就任以来種々改革に邁進してきたつもりであるが、改革派からも門閥派からも紛々と意見がはかれ、それが耳を離れない。改革派も吾が愛するところ、門閥派も吾が養うところである。どちらも、この藩を思っでの主張である。ただ、法を曲げることは出来ない。不服として川瀬が職を辞するというのであれば、自分も藩主を辞める覚悟であるぞよ。(意識；茨城県立歴史館蔵)

天保10年、烈公は翌11年に経界(検地)・学校等の事務を以て初の就藩を発令。その影響を『党争始末』は、「巨室世家中、この令に反対を唱えし者ありしか、其の葛藤結果は、一藩藤田、結城の両派に分る原因となり、遂に峻刑苛法を同僚朋友の間に用ゆるに至りしぞ無惨なる」と、藤田・結城両派に分裂する原因であるとしている。

烈公の帰国反対理由として、

- ① 経済不如意、天保7年の飢饉の後である。
- ② この時藤田東湖は通事として烈公の信任が尤も篤かったが、「素より敏捷人物」故にかかる場合にうっかりその職に在っては巨室世家の怨望を一身に集まることは得策でないと思職を辞したが、未だ二ヶ月にも満たない間に側用人に抜擢されたので、益々門閥派は切齒扼腕であった。しかも、この機会に乗じて突然立原・藤田の学派の論議が再燃してそれが政治上に及ぼされたとの見解である。

3 結城寅寿の登場

この人事に対して、門閥派の巻き返しは結城寅寿を盟主とした。『党争始末』は云う。

結城寅寿こそ門閥中の才子にして、代々千石を領し、結城氏朝の嫡流にして、当時執政の職に在り、門閥の首座なれば、此人尤も然るべしとて、遂にこれを推して主盟とはなしぬ。寅寿は元来非凡の人物なれば、深く烈公の寵任を得、漸々その羽翼を要路に引き、門閥派の勢力を快復して、殆ど新進派を圧するに至り、天保の新政、寅寿の参画経営に出たるもの少なからず。左れば烈公には之を併進両用して左右調停せられしも、積年の争闘は一朝にして釈然融解すべくもあらず、

結城派は藤田派を目するに王安石(北宋、急激な経済改革)を以てし、妄りに新法を立て国家を破るものなりと云ひ、藤田派は結城派を保守党とし、目するに姦物を以てし、互に成功を競争するより、その表面こそ一意公を賛て新政の美を為さんとする者の如くなれども、其裏面は互に罅隙を窺ひ、好き折もかなと睨ひ合ふ様、宛も大倉の硝薬、一道の口火を点するものあらば、如何なる大爆裂を起すやも測り難き危険の姿に立至りぬ。而て烈公の退隠は実にその口火とはなりけり。

4 藤田東湖「結城寅寿行状記」

この「結城寅寿行状記」は、豊田天功が藤田東湖に結城寅寿の人物像を尋ねたことに応えたものである。執政寅寿と側用人東湖は両輪となって烈公の藩政を推進させた仲であるだけに、互いをよく理解し合っていたことは確かであると思える。結城寅寿を述べる上では、やはり東湖の「結城寅寿行状記」が最適と考える。

(1) 結城寅寿の出自と出精

- ① 寅寿、読書を励みも一人読書ではなく、手下のものを多く集め読書や弓馬に専念す。手下の貧しきものに金銭を与え、その親からも慕われた。従兄弟の平尾右近清行からは、仏教信仰も教授される。
- ② 天保10年、烈公の帰国に対して財政難を理由に反対した額田久兵衛ら主だった家臣が多く処罰された。これは寅寿や平尾右近の画策であったが、寅寿は目立たない御使番役のため事無くすんだ。
- ③ 天保11年寅寿23歳にて小姓頭となる。この年齢での抜擢はこれまで無かったことである。東湖は側用人となって初めて寅寿と親交を持った。東湖は職務上命令することも多かったが、寅寿が表向き無造作に振る舞っているのは嘘で、諸事至って精密、テキパキと事进行处理する。これには 政府役人一同感心、藩主も満足の体であった。

(2) 結城寅寿の武田耕雲齋・藤田東湖との離間

- ④ 天保12年(1841)の夏、寅寿は御城では相談できないのでお宅へ訪問と手下の奥右筆内藤市松を連れて梅香の拙宅を訪ねてきた。その際、「若年寄くらいべらぼうな役はない」と自分の役職不足を散々非難した。

また、小役人や執政などについても其の無能ぶりをなじった。若年寄廃止案に賛成して烈公の決断に期待した。此れを考えるに、烈公へは度々申し入れたが、公からはまず彪(東湖)に相談いたせということになっていたに違いない。そこで自分は、静かに云った。若年寄のつまらぬことは分かっているが、今の明君時代ばかり考えて、二百年来の若年寄りを止めたならば、全てが大破れになるだろうから、一夜ですぐ返事というわけにはいかない。幕府内部もそのような役職間の系列を通して物ごとは決めていくものだ。

その他色々の話をしたが、互いに腹の中で睨み合うようになった、自分東湖も寅寿に対して警戒の念を抱くようになったのは、其の夜から始まったものと記憶している。

また、この頃から武田正生(耕雲齋)と寅寿は次第に仲悪くなり、はじめの内は陰で言っていたのを、後には目の前で言い合うのを、何時も自分は仲を取り持っていた。

(3) 寺社奉行今井金衛門

- ⑤ ところが武田は、天保13年3月14日、自分も知らぬ間に若年寄りから大番頭へ転役となり、同日寅寿は肥田大介政好らと共に執政となった。翌4月1日、大場景淑と今井金衛門両人が寅寿と武田の跡に参政となった。今井は寅寿の推挙によるものである。寅寿・今井は前から兄弟のような付き合いであった。

今井は自分や戸田忠徹とも随分懇意であったけれども、悪口好きで、戸田・藤田のことを存分に悪口を言ったので、寅寿は大いに喜び、戸田・藤田を片付けるには今井を手先に遣い、吉野英臣を軍師とし、平尾右近・友部正介の類にて備えを固め、己れ一人総大将に

なり、江戸・水戸の政治を 自由自在にしようと企んでいたことは、追々確証が出てきた。

- ② 天保13年頃の人事はすべて結城と今井の策略に拠るところが多かったが、元来今井は癩癩持ちなので、次第に今井は寅寿と悪くなり、寅寿は此までよくもあの偽物に騙されたことかと大後悔、それからは寅寿、今井の合戦となった。

結局今井は天保14年9月に寺社奉行に転じた。その節も寅寿は、若年寄等へは相談無く、自由に寺社方の改革を今井にやらせるということで、今井も面白くない気持ちながら少々心を慰めたが、それからはやけくそ気味で、領中の寺院等打ち壊しを始めることとなった。

その内、仏嫌いの者たちが、得たりと乗り込んだので、今更申しても詮無いことであるが、この時の様子では甚だ行き過ぎたことが数々あった。つまるところ、烈公の不徳となったことで、当時の執政・参政・側用人（東湖）等実に一言の申し訳もない次第である。

しかしながら、其の源は、寅寿と今井の喰い合いより起こったことで、十中の八、九分までは間違いない。

<天保期：徳川齊昭の社寺改革>

「行く行くは無仏国となり神道振興を眼目に致すべし」「併し、騒々しいこと起こりて幕府筋から御沙汰があるようでは、却って切角の骨折りも水泡に帰することになるので、事は慎重に扱うこと」

背景；国学の台頭、神儒一致の思想、排仏思想の浸透、葬祭と寺院・社寺間の紛争

- (1) 寺院の整理 天保4年；40余か寺 (別紙資料参照)
(2) 僧侶の整理と風儀肅清 天保14年；不如意の僧侶処罰、無許可出家を強制帰村還俗。
僧侶資格の厳格化は僧侶減少策。僧侶の帰農策

(3) 梵鐘・仏具類の没収

天保7年(1836)；水戸藩大砲鑄造開始 天保13年；幕府の大砲鑄造命令
濡仏・銅鐘の供出 早期対応＝神崎寺(常磐村)・宝鏡院(城下杉山)

拒否＝向山常福寺(太田鍛冶屋が破壊)、吉田薬王院 → 天保14年には没収
瓜連常福寺・向山常福寺も拒否

(4) 葬祭その他仏事風習の刷新

天保元年(1830)院・居士・大姉の法号の金次第・濫授を禁止
布施の貪り・檀家いじめの戒め

天保4年；火葬禁止(土葬化)、僧侶は勝手次第 → 神式の自葬祭奨励

「喪祭式」(明治2年弘道館出版) ← 村々から「自葬祭願」提出

天保13年発布俵約令

(飯田村376人連名)

葬送は5人組のみ 新葬・年回忌に酒無用、食事は葬送当日のみ一汁一菜

布施＝親の新葬；道具代・回向料200疋以下、富裕層でも300疋以下
親以外は減少

石碑＝棹の高さ2尺3寸、台高さ5寸1段、文字への箔禁止

俗名類似の場合は特に苗字を許可(苗字・俗名見られるのはその名残)

(5) 民間信仰の取締

天保15年(1844) 路傍の石仏石塔を人目に付かない空き地、まとめて「破壊御塚」
標識建立 「道標用の石塔」には「庚申塔」「二十三夜塔」の文字を削除

(6) 神仏分離

東照宮＝元和7年(1621) 建立、別当；天台宗大照寺(薬王院兼帯)

附属四坊で神社支配；泉蔵寺・養福院・蓮乗院・松泉院

秀忠霊廟＝寛永10年(1633) 建立、別当；常福寺、附属二坊；台松院・長松院

家光霊廟＝常福寺代理円浄寺 歴代将軍の霊位も安置

※ 歴代将軍の法事＝吉祥院執行

祭礼は家康の忌日4月17日、 附属の神職が神事、導師は仏性寺(栗崎)

・長福寺(塩崎)・西福寺(磯浜)

天保14年7月、東照宮祭儀を唯一神道に改正、8月藩内に布告 〈厳命〉

別当等諸寺院廃止 → 静神社長官斎藤氏、吉田神社大宮司田所氏

祭日；家康忌日4月12日 → 家康将軍任職2月12日

領内

天保14年(1843)

8月頃から「社寺明細帳」提出命令 10月；僧侶・修験の神社奉仕禁止

12月「領中寺社唯一改正」 → 僧侶・修験等の別当職罷免農民取り立て

墓石や位牌への信士・信女の法号禁止、俗称使用命令

〈例〉向井町「雷神」は神応寺持ち → 吉田大宮司支配

備前町の天王社 → 改称して素鷲社となり上河内村へ移され鎮守

神崎寺＝境内の稻荷社・七面社取り払い

村松虚空蔵尊 = 大宮司から分離、別当龍蔵院を還俗させて大宮司神職に登用

(7) 神社信仰 天保14年 神職界の刷新

修験の還俗、神職研修 吉田大神宮田所・静神社齋藤・米崎村海後山城・

大貫村菅谷伊豫之介・藤井村床宿左京

神職取りたて＝堀村郷医玄仙を取りたて佐波々神社奉仕命令

由緒有る神社への社領寄進：吉田神社；茨城郡の総鎮守、常葉村八幡社、

成沢村鹿島神社、青山村青山神社、磯浜村大洗神社、平磯村酒烈神社、白羽

村白羽神社、石船村岩船神社

毎年3月式内社への代拝使派遣

大社 = 静・吉田・大洗・磯崎

小社 = 藤内・阿吾山上・岩船・健武・八溝(上之宮)・稲村(下野宮)・長
幡部(幡村)・薩都(里野宮)・白羽(白羽村)

(8) 神葬祭と氏子制度の実施

神職一家も仏式 → 明和3年(1766) 神職本人・嫡子は神葬祭に → 一家全て

「宗門人別帳」 → 「氏子帳」 …… 寺請制度の否定

死亡届は「神牌」持参のこと(神葬祭の証拠)

5 烈公の処罰

処罰理由 7か条

御宮のこと

(頼房公は勅使を迎えて創建した。唯一神道への改めに際し、朝廷を無視して伺いも立てず。

内々に朝廷からも斉昭処罰の令があったとの噂)

北地内願のこと

勝手向きのこと

弘道館土手のこと

寺院破却のこと

浪人召し抱えのこと

鉄砲揃え打ちのこと

幕府では天保14年(1843)9月水野忠邦とその一派が失脚、以後の幕府はすっかり状況が変わった。水戸の方でも、その節政治を節却って引き締め加減にせねば危なかったのに、役人一同はその5月に幕府から上(烈公)が格別の御賞を受けたことに酔っていて、うかうかしている間に、翌弘化元年(1844)4月の烈公詰問の奉書となった。この時、危険な状況にあると感じいたのは武田耕雲斎一人であった。耕雲斎は菩提寺妙雲寺が今井によって破却されたことなどから感じいたのであろう。

- ⑬ 不安な中での江戸登りにも、寅寿一人は至極元気。「達し」の御一條、藩主烈公の隠居謹慎にはちと驚きの様子であったが、晩になり、戸田・藤田・今井等の蟄居謹慎の報に接して後は、寅寿の勢い盛んになった由である。

自分を見る事が無かったので聞いただけであるが、御連枝様の部屋にて寅寿が曰く、「上(烈公)の御慎みは恐れ入ることであるが、戸田・藤田らのことは当然のこと、(幕府は)何と手の届くことかと感心した」と。

6 弘化甲辰の国難

弘化元年(1844) 5月6日、幕府から致仕謹慎を命ぜられ駒込中屋敷に閉居

8月13日、諭書を水戸に下し盛り上がる士民の雪冤運動に自重を促す

側用人藤田東湖の藩政回顧『常陸帯』(謹慎中の著述)

斉昭の藩主就任、旧弊を破る、人事の刷新、封事の奨励、質素儉約の励行、婚姻養子の是正、定府の減員、飢饉の救済、収支の正常化、追鳥狩の実施、弘道館建設
朝廷の尊崇、夷狄対策(大砲鑄造)、社寺改革、床几廻新設して若者鍛錬、告志編
等多数の著述編修、検地の実施、幕府からの褒賞

<斉昭が隠居にあたって世子慶篤に教え> (『水戸藩史料』別記下)

家臣両方の言に理有りて判断に迷う時は、四書五経により、又は徳川家光初め敬公(尾張・徳川義直)、南龍公(紀伊・徳川頼宣)、威義二公等の言行によりて取り用い候へば、大きな相違は出来申さず候。三代將軍を初め明將、いずれも奢を禁じ、太平に武を忘れずといへり。武家入用の品を好め。茶器・掛け物などではなく、甲冑・刀劍・鉄砲・馬具など。家中何々派とて色々あろうが、選り好みせず理の当然を用いよ。明將言行録や武道初心集などの書、常に側に出して置いて読書せよ。僧侶には十分留意せよ。特に奥向きから取り入ってくるので注意するように。武士としての在り方・目標を立ててそれに向かって常に励むように。

弘化4年(1847)藤田東湖、水戸竹隈塾居中のこと。11月5日『許々路迺阿登』^{こころのあと}

- (1) 当君公(慶篤)を御親み遊ばされ、御教誨の上御成立遊ばされ候様祈望奉り候事
父子間で敬愛を峻別すること。若君(13歳で襲封)には父齊昭に対する「敬」が強く、父に対する「愛」を感じていない。小石川邸に多く赴き、親好を深めるべきである。慶篤公に対し、連枝連中が齊昭時代の政治を悪と吹聴していることも防げるであろう。
- (2) 御連枝様方(後見職:高松藩主松平讃岐守頼胤・守山藩主松平大学頭頼誠・府中藩主松平播磨守頼繩)御疎遠遊ばされざる様仕度、存じ奉り候事。
彼らも幕命遵守なればと海容の姿勢を持って欲しい。
- (3) (中山)備前守始め旧家の心を御攬遊ばされ様仕度候事。
門閥派・天狗派などの呼称があることは、学派の対立から起こっていることではあるが、旧家は藩には貢献してきた家柄である。それぞれの長所を称えて、懇ろに御書など与えて協力に向かわせて欲しい。結城寅寿は天晴大忠臣にて流石に結城宗廣の子孫である。初めから齊昭公を罪におとしめるつもりはなかったろう。
- (4) 幕府の御政治向き此の節は先ず御口出し遊ばされざる方然るべし哉と存じ奉り候事
水野越前守・鳥居甲斐らの悪政、矢部駿河守定謙の憤死などはあったが、幕府は父兄、水戸藩は子弟の関係にある。父兄如何様の無理を申しても、其の意に逆らわず、其の怒りの解けるのを待つのも子弟の常道なり。
- (5) 天をも御怨み遊ばされず、人をも御咎め遊ばされず、ご謙遜を御守り遊ばされ候はば幾層の御聖徳をか御増遊ばさるべきかと密かに企望奉り候事
(これまでの諸改革は)天下のためと思ってやってきた事ではあったが、時勢を勘案する配慮に欠けて疑心を抱いた。赤心のみにて不行き届きがあった。
忠孝の至情からではあったが、あまりに火急に過ぎたため人心を激したことは我等の不働きであった。などと、一身を省みて幕府を咎めないように。これら政治向きのこと、種々手順相違は皆役人どもの不行届きである。
併し乍ら、君夫人下向の願いの一条などは幕府の規定に照らしても「あまりなる事;無法な事」であった。

<補足>

烈公の駒込邸(中屋敷)閉居は、固く門戸を閉ち、麻袴を着し、終日儼然として端座在せらる、時、方に盛夏なるに、戸障子を皆煩鬱に堪へ兼ねるに、公は終日読書に余念なし。

臣下其病を致されんことを懼れて諫むるも、聴せられず、久ふして麻袴垢つき破れぬれと易へ玉ふことなし、其台命を恭敬せられ、謹慎の嚴重なるには、聞く者皆感嘆せざるはなかりしと云ふ。(『党争始末』)

<藩士・農民に抗議南上の気配>

結城寅寿の跋扈 農民ら郡奉行へ雪冤歎願 南郡の大山守ら南上の出訴盟約
南郡奉行吉成又右衛門の決意

「諸人に代らんとのみ一筋にたつ玉の緒はただ国のため」

「人にこそなれとやかねてたらちねの玉の言の葉なそ忘するへき」

義民(村役人ら)、千束原・清水原へ集結し抗議大会 齊昭の農民鎮撫令

10月、吉成（老中堀親^{あかしげ}・牧野忠雅邸へ）・武田耕雲齋（老中水野邸へ）南上
（藩士宅預け処分）

10、30水戸送りとなり江戸出立

領民の出迎え「とらハれとなりて過にし我にかくあつき心を尽くすかしこさ」

「世のためとかかる身にこそなりぬれと民の恵みにあふそ恥ずかし」

家臣はじめ領民たちが斉昭の雪冤運動に立ち上がる。水戸八幡宮や静神社、鹿島神宮など各地の神社に処分撤回の願いを込めて神社参りをする。さらに江戸へも嘆願に出発する。無届けの江戸上り（無願南上）が盛んに起こった。領民を嘆願運動に走らせた背景には郡制度・郡奉行の存在が大きかった。水戸領内の郡分けは、最多は11郡、少なくて南北中と三郡であった。斉昭の時には4郡になる。その郡を支配するのが郡奉行であった。郡奉行が藩主の考えに立つか否かによって郡内の領民は大きな影響を受けた。

9月に入ると江戸上りがはじまり、会津藩や紀伊藩・尾張藩邸あるいは老中邸へ嘆願運動を起こす。10月には城下南の千束原へ4千人、那珂市の清水原には5千人程が集結して斉昭雪冤嘆願の決起集会が行なわれた。この南上には以下の領民が参加している。

菅谷村山横目横須賀勘兵衛、大岩村（常陸大宮市）竹内源介、上小瀬村（常陸大宮市）井樋政之丞、小場村（常陸大宮市）安藤幾平、成沢村（水戸市）加倉井砂山、田谷村（水戸市）田尻新介（會澤正志齋門下）、

庄屋の田崎村の鹿島縫殿衛門と阿久津藤左衛門、一般農民の次兵・貞介・儀介・藤衛門・次兵衛、

戸村の檜山判七（會澤正志齋門下で小場の安藤家とは縁戚関係にある）。五衛門、下江戸村の平次・藤蔵・本介・栄介、本米崎村の福地理衛門（城里町増井村の山横目袴塚周蔵の実弟）、吉衛門（傍線部は入牢）

神官の行動、斉昭の社寺改革は神道興隆を目指したものの神官への影響が非常に強かった。額田村白石陸奥、堤村多賀野但馬、鴻巣村鷲尾金吾、本米崎村海後山城、福田村今瀬伊織、田崎村小田部。静村の斎藤監物、

これら南上人が小石川水戸藩邸や仙台藩に上訴した。南上組はいわゆる義民と呼ばれた。義孝とからの意味である。

この当時、百日を過ぎると罪が解かれる慣習があったが、百日経っても斉昭の罪は解かれず、さらに嘆願が続く。これらの嘆願の影響もあったか、11月26日になってやっと斉昭の謹慎が解除された。

弘化元年（1844） 11月²⁶日、謹慎解除

弘化2年（1845）1、28吉成恒次郎・武田魁介が阿部正弘へ父君宥免の直訴

2、21戸田忠敬・藤田東湖小梅屋敷へ幽閉

＜小梅水哉舎記＞

我が水藩の江戸に漕するや、北浦に^{ふなよそおい} 艫し、霞湖に浮かび、刀水を^{さかのぼ} 浜り、而して墨水に達す、墨水の東岸に藩の別墅あり、是を小梅邸となす、倉稟委積してあり、天保丁酉、余が友秋山魯堂、来りて倉廩の事を管す、其の局務に於ける、更張する所多し、乃

ち新に舎を邸中に築き、僚属及び子弟をして撃剣を習わしむ、余方に礫川邸に在り、魯堂一卒をして祭肉をもたらし余に頒たしめ、且つ囑して曰く、撃剣舎成れり、神を祭り之を落せり、請う、子、文を作りこれを記せと、余、諾して未だ果たさず、既にして余と魯堂と職を転じて郷に帰る、去年甲辰、余罪を幕府に獲、遂に小梅邸に幽せらる、禁錮甚だ厳、独り隣人の米塩を継ぐを許さる、一日隣人來り謁す、自ら忠介と稱す、之を熟視すれば、則ち往來祭肉をもたらず者なり、余掌を拊つて奇を稱す、談、遂に魯堂に及ぶ、

忠介愀然として曰く、初め本邸風俗薄惡、其の吏は則ち臙汚、其の卒は則ち遊惰、相率いて侵漁飲博し、習いて以て常と為す、秋君の來るや、邸を挙げて靡然として風に向かう、少者は書を読み、壯者は劍を撃つ、今に至るも僕輩の身必ず双刀を佩き、口に頗る禮儀を談ずるは、皆秋君の賜なり、秋君の下を御する嚴にして恩あり、子弟を教うる、必ず報国に基づく、秋君の去れるは、實に一邸の不幸なり、と、余因て歎じて曰く、小人道を学ぶときは則ち使い易しとは信なるかな、それ魯堂は嗚々、古人を慕うあり、

小梅の政の若きは、則ち其の余事のみ、而れども去りて後に思われること此に至るは、豈其の教化の効、これをして然らしむるにあらずや、君子は人の美を成す、余は廢さると雖も、記文の囑、其れ果たさざるべけんや、乃ち舎に命じて水哉という、其の川上に在るに取れるなり、仲尼しばしば水を稱えて曰く、水哉水哉、と、又曰く逝く者は斯の如きか、それ晝夜を舍かず、と、苟も人をしてこれを道に志しむること、水の混々として科に盈ちて進むが如くあらしむるときは、則ち沛然として其れ孰か能くこれを禦がん、豈特に一技芸のみならんや、

抑も魯堂この舎を築くにあたりてや、我が公尚武右文、尤も心を忠孝の大義に用う、魯堂かつてしばしば書を上つて大計を陳ず、其の郷に帰るや、慨然として神聖の道を興隆せんことを欲す、余魯堂及び同志の人と相会すごとに、飛談雄弁議論を上下し、時に或いは酣醉浩歌、以てその歡を助く、蓋しまた一時の盛なり、既にして魯堂落落不遇、遂に閑地に投ぜられ、公にわかになんか就き、余は則ち困陋是くの如し、同志の士、往々廢棄せられて、子遺あるなし、而して人情の反復、又言うに勝うべからざるものあり、古曰く、皮の存ぜられば、毛はまさに安にか傳せんと、世道の変遷、既に已に此に至る、余恐る、水哉の舎も、勢い独り盛んなる能はざるなりと、然りと雖も、余聞く、北浦と墨水と、相距ること数百里、其の水漲り風快なるに当たりては、則ち片帆飛ぶが如く、巨万の粟、殆ど一瞬に運ぶべく、其の水落ち石出で暴風波を起すに及んでは、則ちただに進退不可なるのみならず、往々或いは覆没の患あり、しかも世遂にこれを以て漕運を廢せざるは、源あるの水必ず涸尽するに至らず、而して風波の変、もとより天地の常態にあらざるを知ればなり、今それ水哉の舎は小なりと雖もしかも魯堂に源す、魯堂の志は報国に本づく、而して又其の源を泝れば、則ち未だ始めより老公忠孝の化に本づかずんばあらざるなり、嗚呼斯の舎小なりと雖も、源の自りて來る所は遠し、余、其の洋々漫々として、刀水と墨水と長えに無窮に流るるを知るあり、而も彼の反復變遷は、豈また人世の常態ならんや、因てこれが記をつくり、併せて余の感を識し、後の世を論ずる者をして、以て考うるところあらしめんとす、魯堂名は忠彦、忠介の稱は乃ち魯堂の命ずる所と云う、

<烈公の結城寅寿、藤田東湖の評価>

東湖の寅寿評は感情的である。それは、東湖はいつまでも側用人、寅寿は参政から執政で東湖は追い越されてしまった。東湖は権勢を振りたいのに、寅寿の下でそれもできないのが困るのだろう。家老でも権力を振るうのは以ての外だが、それ以下の身分で振るうのはなおいけない。寅寿は何ととっても家柄禄高代々家老を務める者、東湖は町人より引き立てられた二代目、たとえ寅寿が権力を振るい、藩のためにならないことがあっても、自分は先祖に対し申し訳が立つ。東湖が同じことをしたのでは申し訳が立たない。東湖は全くの才子であるから、当座働かせるため登用しているので、万年は要職に就けておく人物ではない。寅寿や戸田忠敬とは違う（瀬谷義彦著『徳川斉昭』p139・40）

弘化2年3月、桑原信毅・豊田天功ら5人が老中へ、日下部伊三次・菅政友らは紀州編へ、

3, 23 北・西郡庄屋らが郡奉行へ藩政関与歎願

高橋多一郎、鹿島神宮へ斉昭の藩政復帰祈願

5, 19 吉成信貞・武田耕雲齋を逼塞処分、重臣らは切腹を要求

（南郡の領民ら吉成の奉行留任を歎願）

謹慎は解かれた、しかし藩政復帰はかなわない、是非共藩政復帰をとの嘆願が出てくる。

弘化弘化2年（1845）の3月頃には強くなっていった。参加者にも変化が見られる。新たに菅谷村小宅三左衛門、東木倉村後藤信之允、成沢村加倉井砂山、鷺子村薄井禎蔵・薄井定兵衛、石塚村岡崎雄之介・同長次郎、馬頭村北条斧四郎・星壯兵衛、谷津村（水戸市）谷津共之介、下青山村綿引新三郎・川又多一郎、那珂西村西野惚八、阿波山村和田銀之衛門、岩根村森田直三郎、大内村秋山弥六郎・真太郎、大山田村下郷石井繁之進、大岩村竹内源介、栗野村飯村忠司ら21名が嘆願書に署名している。

このような無断南上組は捕縛され入牢となる。阿久津藤左衛門について『暴政便覧』（彰考館蔵）には次のように記されている。

駒込中屋敷に入れられた義民達は、六畳の部屋に三十六人程も押し込められた。百姓の身分で嘆願するなどの不忠不義の輩は、もはやどうなっても構わないと皆から言われた。藤左衛門には掛け物もないため、同室の者たちがそれぞれ裸になって衣類を着せた。横になる席もないので、相牢の者の膝の上に寝かせた。汗が吹き出てもぬぐう程の布もない状態であった。阿久津藤左衛門は、三月二十九日に辞世「浮き舟のともづなといてまほかけて嵐の波に身は沈むとも」を残して亡くなった。藤左衛門の遺体は、極悪人同様に取り扱い、手足を打ち砕かれるなどして何処か運び去られた。相牢の者はこの非常の振る舞いを見て絶食死を覚悟した程だった。それが3月である。

その後六月になって、事情を知った藤左衛門の母親と妻や子供たちは、水戸藩庁を訪ねて遺体の引き渡しを願うが拒否される。母は、「藩主の赦免を願う義民たちに対してあまりに理不尽ではないか」と。更には、母親は藩の附家老中山備後守を訪ねて、「せがれは嘆願に出発した時から覚悟はしていたろうが、極悪人同様の扱いはあまりに無謀ではないか、せめて遺骨だけでも渡して欲しい」と願い出る。これが附家老中山を動かし調査が進められた。

この阿久津藤左衛門は、小石川の常泉院に一時仮埋葬された。それが安政元年（1854）になって帰村を許され、田崎村では村葬を以て埋葬された。阿久津藤左衛門はまさに死を覚悟して、領民の先頭に立って斉昭の雪冤運動に邁進したのであった。

檜山伴七は弘化2年（1845）5月に水戸の赤沼牢に押し込められ命を落とす。伴七もやがて帰村を許され埋葬された。伴七は會澤正志齋の門下であったことから、自宅には今でも會澤正志齋の箱書きのある神牌が残っている。このように師匠會澤正志齋から惜しまれた人物でもあった。瓜連地区では静神社の神官齋藤監物も老中阿部正弘邸に嘆願していた。

嘉永2年（1849） 3月13日、藩政関与を許される

7 斉昭の復権と東湖の最期

嘉永 6年（1853） 6月3日、ペリー来航 7月3日、斉昭、幕府の海防参与となる
7月8日「海防愚存」を幕府に提出
10月24日 結城寅寿、長倉松平屋敷へ永牢

<結城寅寿の永牢>

それにしても、『党争始末』が疑問視することも当然である。即ち

「藩内に烈公雪冤運動が展開される中、結城を始め巨室世家中、奮て公の冤を雪ぎ、幽閉を解かんと周旋尽力する者なかりしは、実に相済まさる次第にて、内情の如何に拘はらず、反対党か悖逆不道なりとて切齒扼腕せしも、亦無理ならぬ事と謂ふへし」と。

この結城寅寿ら重臣たちからの烈公雪冤運動を、藤田東湖も『許々路迺阿登』の中で期待していたところであるが、それが不可能なほどに藩内の亀裂は深まっていたといえよう。

その後、嘉永6年（1853）6月3日に米国使節ペリーが来航、7月3日烈公は幕府の海防参与となり、6日には東湖も江戸にて海防御用掛となり、戸田忠徹も執政に登用された。この情勢の変化により同年10月24日、結城寅寿は「其身一代松平松之允（将監頼位）へ御預け」の水戸評定所の判決を受け、先の甲辰の国難で処罰を受け蟄居中に死去した今井金衛門の旧宅に禁錮された後、長倉の屋敷に永牢となった。

12月15日、水戸で鑄造した大砲74門を幕府に献上
12月、家定13代将軍に就任
安政元年（1854） 3月3日、日米和親条約調印 3月18日、海防参与辞任申し出
7月5日、幕府の軍制参与
10月1日、豊田天功著の「北島志」を老中阿部正弘に贈る
12月23日、^{ましようちゆうほう}斉昭発議の毀鐘鑄砲の太政官符下る
安政 2年（1855） 4月9日、追鳥狩復活 8月14日、幕政参与
10月2日、藤田東湖「表誠之碑」・戸田忠徹「旌忠之碑」二人圧死
（墓碑に斉昭の親筆） 11月2日、湊の反射炉第一期工事完成

<藤田東湖の圧死>

結城寅寿らの画策が進む中、突然の大震災により藤田東湖・戸田忠徹が圧死した。安政2年（1855）10月2日のことである。寅寿の家臣某が長倉へ赴き、寅寿に報じた。『党争始末』は

記す。

結城愕然として色を変え、我等死期も近づきぬと覚えたり、天命是非に及び難しとて嘆息しける。・・・両田は流石に人物故、我等を憎めはとて、是非をも弁へす外聞にも拘はらずして、濫りに殺す者にあらず、左れば両田無事にてあらんに、何時迄も我等を禁固し置く耳にて、頸に刀を当てることはヨモあるましきなれと、両田死したる後は、自分と対敵する程の人物一個もなければ、自分を活かし置くことを危険に思ひ、急に殺害せんと企つるならむ、吁嗟是我等か死すへきの時なり。

と慨嘆したと。

この結城寅寿の永牢処分に伴い、同時に「年来結城寅寿へ相因み、如何敷儀も相聞、不心得至極に付」との罪名を以て一族一派の処分も行われた。子息一万丸種徳（13歳）は家禄・屋敷召上の上十五人扶持で蟄居処分となった。ちなみにこの種徳は、安政5年（1858）3月20日、絶食して牢死した（17歳）。天和3年（1683）結城晴定が義公に仕えて以来10代175年の名家結城家は断絶した。（後に家名再興は許され大森金四郎忠恕の弟道家が名跡を継いだ）

また、結城の親類旗奉行平尾清行は役禄・居宅共に召上げの上蟄居となり、大番組頭藤咲正受・弘道館訓導友部正介養正は知行取上げの上小普請組に左遷となった。

『党争始末』は云う（480頁）、

是より先天保度（弘化甲辰の国難）には、戸田・藤田等唯役儀を取放蟄居を命せられしのみなりしに、此に至て結城をお預けとせしのみならず幼若の嗣子始、親戚迄も罪なはれしは、後年の惨禍をより一層峻烈惨酷に向かわせた端緒を啓ひらくに似たり。

この時、老練なる戸田、敏捷なる藤田ありながら、此際結城を寛典に処して、天空海闊の度量を示し、一藩の調和を図るの策に出てさりしは、返す返すも如何の次第と謂ふへし。

また、「戸田・藤田の両雄か、其災に罹り同時に死亡せしは、党禍をして非常に峻烈ならしむるの原因となりぬ、是特り水戸藩のみの不幸とは謂ふへからざるなり（481頁）」と記して、両田の死は単に水戸藩のみならず天下国家の不幸であると慨歎している。確かに、東湖亡き後の烈公の言動にも問題も生じ、藩内の混迷を深めることになる。「もし東湖在りませば」の声は、巷に満ちていったのである。

まとめ

結城寅寿及びその一派は、弘化甲辰の国難で処罰された戸田忠徹や藤田東湖に極刑をと叫んだこともあった。逆な立場となって、結城寅寿及びその一派は悲惨な最期となった。殊に結城寅寿と十河祐元、及び谷田部通義とその実弟大嶺広忠・実兄大嶺広益兄弟三名ら合せて五名の処刑、そしてその一派の処罰は非常なる怨恨を生むことになる。その後、実に恐ろしき史実の展開が待っていた。この内訌の結果が、既にこの時点から予想できたように感ぜられる。

「天下の魁」を標榜して進められた藩政改革、藩主烈公、家臣の結城寅寿、戸田忠徹、藤田東湖が揃って永く続いたならば、水戸藩の功績・使命達成もまた異なっていたであろうと思うと、実に惜しまれる結果であった。